

藤井寺市市民公益活動団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、主に藤井寺市内で活動する市民公益活動団体を登録し、その情報を収集し市民に広く紹介するとともに必要な情報提供等の支援を行うことにより、誰もが積極的に公益活動に取り組むことができる環境を整備することを目的とする。

(公益活動)

第2条 この要綱において、公益活動とは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす活動をいう。

- (1) 市民による自主的かつ自発的な活動であること。
- (2) 不特定かつ多数の者を対象にした社会課題の解決や公益の福祉の増進に寄与する活動であること。
- (3) 継続的かつ計画的に実施されている活動であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、公益活動には該当しないものとする。

- (1) 会員の日頃の成果を発揮する目的で行う活動及びその練習（展示、発表会、イベント、大会参加等）
- (2) 単に教養の向上を目的とした勉強会、学習会等
- (3) 家元制、流派等による活動
- (4) 会員相互の互助的な活動、趣味又は娯楽のみを目的とする活動
- (5) 活動によって得た利益及び資産を会員へ分配する活動

(登録対象団体)

第3条 市民公益活動団体の登録の対象となる団体は、公益活動を行う団体で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 営利を目的とした団体ではないこと。
- (2) 団体の主たる目的及び活動が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる分野であること。
- (3) 政治的活動、宗教的活動又は選挙活動の活動をしていないこと。
- (4) 団体の所在地が藤井寺市内であること又は主に藤井寺市内で活動する団体であること。
- (5) 会員の入退会に制限がないこと又は活動及び運営にボランティアの受入が可能であること。
- (6) 設立から1年以上経過しており、少なくとも年に1回公益活動を行っていること。
- (7) 2人以上で構成されていること。
- (8) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (9) 暴力団等反社会的勢力に関する活動をしていないこと。

(登録申請)

第4条 市民公益活動団体の登録をしようとする団体は、藤井寺市市民公益活動団体登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、次に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

- (1) 藤井寺市市民公益活動団体情報提供シート（様式第2号）
- (2) 団体の規約、会則等
- (3) 藤井寺市市民公益活動団体会員名簿（様式第3号）
- (4) 活動内容がわかる資料

(登録)

第5条 市長は、前条の申請に対し、第3条に規定する要件に適合すると認めるときは、市民公益活

動団体として登録し、その登録内容について公開するものとする。

(登録等の通知)

第6条 市長は、前条の規定により登録（以下単に「登録」という。）したときは藤井寺市市民公益活動団体登録通知書（様式第4号）により、登録しなかったときは藤井寺市市民公益活動団体登録非該当通知書（様式第5号）により、当該団体に通知するものとする。

(活動支援)

第7条 市長は、第5条の規定による登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 登録団体の活動情報を市民に広報すること。
- (2) 登録団体の活動に関連する国・府及び関係機関等が実施する事業を当該登録団体に提供すること。

(登録の変更)

第8条 登録団体は、登録を受けた内容に変更があったときは、藤井寺市市民公益活動団体登録変更届出書（様式第6号）を速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第9条 登録の抹消を希望する登録団体は、藤井寺市市民公益活動団体登録抹消届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録の内容に虚偽の事項があったとき。
- (3) 登録団体から前項の届出があったとき。
- (4) 登録団体が解散したとき。
- (5) 登録団体として信用を失う行為があったとき。
- (6) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、速やかに藤井寺市市民公益活動団体登録抹消通知書（様式第8号）により、当該登録団体に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

藤井寺市市民公益活動団体登録申請書

年 月 日

藤井寺市長 殿

申請者 団体の所在地

団体名

代表者氏名

藤井寺市市民公益活動団体登録要綱第4条の規定により、市民公益活動団体の登録をしたいので関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に係る登録内容のうち、藤井寺市市民公益活動団体情報提供シートに記載された内容について、一般公開されることに同意します。

記

連絡責任者 【非公開】	氏名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 藤井寺市市民公益活動団体情報提供シート <input type="checkbox"/> 2 団体の規約または会則等 <input type="checkbox"/> 3 藤井寺市市民公益活動団体会員名簿 <input type="checkbox"/> 4 活動内容がわかる資料	

（備考）

- 1 連絡責任者：登録団体の活動状況を確認するため、登録後に活動内容をお聞きしたりすることがあります。
- 2 メールアドレス：国・府及び関係機関等が実施する事業で、登録団体の活動促進に役立つ情報を配信させていただきます。

藤井寺市市民公益活動団体情報提供シート

（ 年 月 日現在）

団体情報			
団体名			
団体の所在地			
設立年月日	年	会員数	人
代表者氏名	(ふりがな)		
団体活動			
目的			
内容			
場所			
日時			
活動に参加するための費用 (月会費・入会費など)			
ホームページ アドレス			
問合せ先			
担当者氏名	(ふりがな)		
電話番号			
FAX番号			
MAIL			

←（以下に同意いただき、レ点でサインしてください。）

- ・営利を目的とする活動ではありません。・特定の政党および宗教に関するものではありません。
- ・法令および公序良俗に反しません。・暴力団等反社会的勢力に関するものではありません。

藤井寺市市民公益活動団体会員名簿

団体名 _____

	役職	氏名	住所	連絡先	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

※ 団体の代表及び副代表である者は、備考欄にそのことを記してください。

様式第4号（第6条関係）

藤市協第 号
年 月 日

様

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市市民公益活動団体登録通知書

年 月 日付けで申請のあった市民公益活動団体登録について、標記のとおり貴団体を登録しましたので通知いたします。

団体登録されますと、市役所1階の市民活動情報コーナー「シルミルいんふお」にチラシの設置や活動の紹介をすることができます。ご利用方法については別紙をご確認ください。また、団体情報提供シートの内容が変更されましたら、お知らせくださいますようお願いいたします。

様式第5号（第6条関係）

藤井寺協第 号
年 月 日

様

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市市民公益活動団体登録非該当通知書

年 月 日付けで申請のあった市民公益活動団体登録については、下記の理由により登録できないので、藤井寺市市民活動公益活動団体登録要綱の規定により通知します。

記

1. 非該当となった理由

藤井寺市市市民公益活動団体登録変更届出書

年 月 日

藤井寺市長 殿

届出者 団体の所在地

団体名

代表者氏名

下記のとおり、登録内容に変更が生じたので、藤井寺市市市民公益活動団体登録要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

変更する事項	
変更する内容	
変更年月日	年 月 日

藤井寺市市民公益活動団体登録抹消届出書

年 月 日

藤井寺市長 殿

届出者 団体の所在地

団体名

代表者氏名

下記のとおり、登録を抹消したいので、藤井寺市市民公益活動団体登録要綱第9条1項の規定に基づき届け出ます。

記

登録団体名	
登録年月日	年 月 日
登録抹消の理由	

様式第8号（第9条関係）

藤市協第 号
年 月 日

様

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市市民公益活動団体登録抹消通知書

年 月 日付けで届出のあった市民公益活動団体登録について、標記のとおり貴団体の登録を抹消しましたので通知いたします。